

論 文

徳川家康の関東転封をめぐる諸問題

福 島 正 義

目 次

1. はじめに
2. 関東転封決定の時期
3. 徳川家臣団の関東配置
4. 関東転封と豊臣秀吉の意図
5. おわりに

## 1. はじめに

徳川家康の関東転封についての先学の研究は多いが、この問題は歴史学的にまだ十分に解明しつくされたわけではない。豊臣政権にとって天正18（1590）年に行われた小田原の陣は、天正15年12月に関東・奥羽の諸大名へ出された戦闘行為停止の惣無事令の当然の帰結であり、天下統一事業の総仕上げの戦いであった。豊臣秀吉としては、惣無事令に違犯し、しかも再三にわたる上洛命令を無視してきた後北条家を討伐することが、天下統一のために不可欠の条件と判断したわけである。このようにして小田原の陣が起こされた以上、秀吉の脳裏には当然戦後の問題も十分に考慮されていたことであろう。

秀吉は、はやくから後北条氏滅亡後の関東の主としては、徳川家康を起用する意図をもっていたと考えられる。したがって、事前に家康へその内示と意向聴取を行っていたことであろう。ただ、このことはあくまでも当事者同士の協議に基づいて決定されるべきことなので、諸記録を見ても齟齬する点が多くて、疑問の残るところである。そこで本稿では、客観的な史料の古文書を中心にして、いかにして転封が具体的に決定されていたかを解明してみようと思っている。

次に徳川家臣団は、関東転封によって新たに知行割をうけたわけであるが、それはいつごろから、いかにして行われたか、を個別家臣について検討してみたい。なお、徳川家臣団の新領国への配置については、先学の研究があるが、本稿ではできるだけ具体的な事例に即して真相を解明したい。

また、秀吉が徳川家を先祖相伝の地三河から引き裂いて、旧敵国領の関東へ移封させたことについては、秘かに家康を失脚させる野望があったとする説もあるが、このことについての真偽もぜひ明確にしたいと思っている。なお、このことについては、豊臣政権を支えていた人々の見解をも探求してみたいと考えている。

以上、3点に関する私見を呈示することにより、大方のご批判を仰ぎたいと思ひ、本稿を執筆したものである。

## 2. 関東転封決定の時期

豊臣秀吉が徳川家康に関東転封をいつ命じたかについては、古来から議論の分かれるところである。従来、この転封問題については、よく「乙骨太郎左衛門覚書」の記事が引用されている。

是之年極月二、<sup>(天正17年)</sup>太閤様より家康様江被仰付候者、氏直を打取へき間、貴殿先かけを被成候へ、左候ハム、関東八州可被遣との御錠二付、家康様御尤と御意被成候。明ハ寅之二月、御陣触有之候二付而、太郎左衛門父子も参候時、家康様、右之事御物語被遊候。

たしかに、家康は天正17年12月10日に上洛して、秀吉と聚落第で会見し後北条氏討伐のことを協議しているのです、このようなことがあったことも頷ける。北条氏直は家康の女婿であったので、家康としては氏直が秀吉に和解するように斡旋してきたのである。したがって、秀吉としては、家康を味方にして後北条家を討伐するためには、家康へ「関東八州可被遣」と約束して置かざるをえなかったのであろう。また、『武功雑記』では、天正18年3月に秀吉が小田原へ下る途中の浮島原で、「駕ヨリ御出、富士山ヲ御覧シテ、見事ナル山カナ。今度小田原ツフシ候ハム、関東八州権現様へ可被遣」と家康に約束したという。ここで注目すべきことは、両史料とも秀吉が、家康に対して関東八州を「可被遣」と約束したことである。この点に関して川田貞夫氏は、家康に対する「加増」の意味は見出しうるが、「転封」の意味は見出しえないのではなかろうか、と述べて<sup>(1)</sup>、この段階ではまだ転封ではなく加増を約束したのだ、と主張しておられる。しかし、小田原の陣がまだ始まってもないのに、秀吉がはたして家康へ後北条家の関東八州を加増すると約束できようか。この点、筆者は大いに疑問に感じるものである。秀吉としては、家康を先駆として関東へ討ち入るために、何等かの約束を相互に交しておく必要があったので、後北条家の遺領を与えると述べたものであろう。それが転封であるのか、それとも加増を意味するのか、必ずしも明確化できなかったのではなかろうか。なぜならば、後北条家の戦後処分がまだ決定されていなかったからである。したがって、ここでは転封を含む関東八州の贈与であっ

福島正義

たと考える。

秀吉から小田原攻略の先鋒を命じられた家康は、天正18年2月10日に駿府を発して賀島へ出陣した。そして豊臣軍のために富士川へ舟橋を架したり、秀吉の接待のため諸宿に茶亭まで用意させた。一方、秀吉は3月1日に3万2000の大軍をみずから率いて京都を進発し、東海道を経て小田原へ向かった。家康は小田原口の先鋒となって活躍をし、豊臣軍は4月4日に小田原城の包囲作戦を開始した。

家康はこのように秀吉へ協力してきたので、秀吉は家康へ恩賞としてまず伊豆を宛行った。徳川家の奉行本多佐渡守正信書状<sup>(2)</sup>には次のように記されている。

尚々其元御才覚専一候。<sup>(伊奈熊藏)</sup>近日伊熊も可被参候条、諸事可被相談候。返々も豆州之儀は、はやはや殿様へ被遣候間、可有其御心得候。以上。  
豆州在々小屋入仕候。百姓衆罷出、田畑毛等之儀仕付候二、可有御肝煎候。此時候条、無御油断、御才覚肝要候。下田へハ、天野三郎兵衛被遣候間、若々御用之儀も候は、三兵まで可被仰遣候。其元之儀者、貴所御肝煎候へと、朝弥太奉之候て被仰出候。弥可然様、御肝煎専一候。猶従朝弥太可被仰候。恐々謹言。

本多佐渡守

<sup>(天正十八年)</sup>  
卯月廿三日

正信(花押)

星屋修理殿<sup>参</sup>

この書状中にある「返々も豆州之儀は、はやはや殿様へ被遣候間」の部分であるが、「殿様」はこの場合、徳川家康であるので、4月23日以前に家康は秀吉から伊豆を与えられていたことが分かる。伊豆は後北条家の分国であり、豊臣軍と後北条軍とはまだ交戦中であった。そこで本多正信は伊豆の土豪星屋修理にこの書状を送って、百姓らが田畑の仕付に励むよう指導すべきことなどを命じている。なお、「近日伊熊も可被参候条」とあるように、徳川家の奉行伊奈熊藏家次(忠次)はこの直後に伊豆へ着任して、宇佐美郷の百姓に次のような下知状<sup>(3)</sup>を下している。

宇佐美之郷当<sup>(備)</sup>成<sup>(備)</sup>ケ之事、如前々被仰付候間、田地少もあれ候はぬやうに  
開発可被仕候。田地不荒様於開発ハ、前々定<sup>(備)</sup>成<sup>(備)</sup>ケ之内をも少御有免可有  
候間、散憐致候百姓何も召返、指南可被仕候。種公用無之ニおるては、  
入次第借可申候。何事もてん<sup>(点致)</sup>やく之儀、従家康被仰付之分ハ、我等手形  
次第奉公可被申候。<sup>(秀吉)</sup>上様より之於御用等者、不限夜中、御奉公可被申者  
也。仍如件。

<sup>(天正十八年)</sup>  
刃五月四日

<sup>(家次)</sup>  
伊奈熊蔵 (判印)

宇佐美之郷

百姓中

伊奈家次は宇佐美郷の百姓に対して、このように田地の開発、離散した百姓の還住、徳川・豊臣両家への奉公を命じている。以上の両文書により、伊豆はすでに家康の分国化されていたことが明白である。この秀吉による家康に対する伊豆宛行を、川田貞夫氏は後北条氏の遺領を与えるという約束に基づいた加増であったとしている<sup>(4)</sup>。しかし、このことについては、先述したように関八州を「可被遣」という秀吉の家康に対する約束が、はたして加増であったのか、それとも転封であったのか、という問題点と関連がある。なるほどこの段階では、まだ三・遠・駿・甲・信の徳川分国はなんら変動がないので、それに伊豆がプラスされたように見えて、加増という見解が成立する。しかし、秀吉と家康との間に関東転封がすでに了解事項として存在したとすると話は別になる。したがって、もう少し情勢の推移を見ることにしよう。

この問題がやや具体化されてくるのは、『天正日記』<sup>(5)</sup>の5月27日条の記事であり、それは次のように記されている。

山中山しろどのよりあん内あり。江戸とするがと御とりかへの由。

これによると明確に「江戸とするがと御とりかへ」とあり、転封であったことが示されている。しかも秀吉は、家康が駿河から江戸へ移転することまで指示しているのである。しかし、この段階ではまだ秀吉が家康に対して、関東へ転封させるといふ内示であって、それが具体的に決定されたのは、

『天正日記』では6月28日であったという。同日付の記事中には、次のように記されている。

江戸の事、今日きまるなり。

しかし、この『天正日記』は田中義成氏の研究によると偽書だとされている<sup>(6)</sup>ので、あまり信頼することができない。そこでしばらくその後の情勢を考察して見よう。まず、6月8日付の小幡兵衛尉宛の岡田利世書状<sup>(7)</sup>によると、当時上野は、家康か織田信雄かいずれの分国になるかが未確定だったようである。まだこのころは小田原城攻撃の最盛期だったので、戦後処理の問題までは手が回らなかったと考えられる。家康の家臣本多忠勝・平岩親吉・戸田忠次・鳥居元忠らは、相模津久井城を陥れ、6月24日に三増郷へ禁制を下している。そして、秀吉の命を受けた家康は翌25日、彼ら家臣へ直書<sup>(8)</sup>を与えて、津久井城の受取りと兵器・兵糧等の調査を命じている。また、家康自身は4月22日に江戸城を陥落させたあと、6月には江戸城に近い下総東昌寺へ禁制を下している。

一方、秀吉は家康を江戸まで召し連れて、江戸城の普請を命じようとしていたことが、次の7月4日付と推定される氏名未詳書状<sup>(9)</sup>で分かる。

一、家康をも江戸まで被召連、江戸之御普請可被仰付之由、御詮被成候事。

これを見ると秀吉は、すでに家康に関東転封を命じていたので、江戸を関東新領国の根拠地とするように指示したともいおう考えられよう。しかし、秀吉とその奉行らの動向を見ると、必ずしも関東が徳川領となったとも思われない節がある。それは次の6月29日付の上杉景勝宛の豊臣秀吉朱印状<sup>(10)</sup>を見ると、

於八王子城虜之女共六十余人被差越候。則雖可被加御成敗候、国可成忘所候と被思召、何<sup>(マ)</sup>被助遣候条、在々江如元送二送届、可被返付候。但、小田原二籠城之者共妻子ハ、<sup>(長盛)</sup>最前請取候城々如並申付可被遣候。猶増田右衛門尉可申候也。

(天正十八年) 六月廿九日 (秀吉朱印)  
(上杉景勝)  
羽柴越後宰相中將

とのへ

このように八王子城の捕虜の女性60余人を、小田原籠城中の将兵の妻子を除いて、元の在所へ還住させるように命じている。なお、秀吉の奉行木村重茲も7月4日、武蔵国入間郡の北野天神社神主栗原伊賀守へ書状<sup>(11)</sup>を送り、前々のように神職司を勤めるように命じている。また、同じく前田利家は7月5日、八王子城主北条氏照の家臣であった長田作左衛門に対して、次のように八王子の横山宿・八日市宿・八幡宿の町人らを還住させて商売させるように命じている<sup>(12)</sup>。

当所三宿之町人呼出、如先々本屋敷ニ有付、市以下商売人仕候様ニ可申触者也。

天正十八年七月五日

利家御黒印

長田作左衛門殿

また、同じく浅野長吉・木村重茲は7月13日、忍の内の長慶寺に対して定書<sup>(13)</sup>を送り、還住して勤行に励むように命じている。忍城は豊臣軍に包囲されて、小田原落城後も水攻めにあいながら籠城戦を継続中であつた。以上のように秀吉の奉行らは、戦争によって離散した百姓・町人・僧侶らを還住させたり、寺社の宗教活動を復活させるように努力していたことが分かる。もしこの段階で武蔵が家康の新領国と正式決定されていたら、はたしてこのように秀吉の奉行らが活躍できたであろうか、大いに疑問の存するところである。

川田貞夫氏が家康の関東転封の正式通告は、7月11日以前にあつたとして、その根拠として次の7月11日付の家康書状案を掲げている<sup>(14)</sup>。

尊翰拜見、其旨存候。仍一宮之儀承候。彼宮之事者、社領并証文以下、雖出申候、火事ニ致紛失候。神主種々、雖申候、我々関東へ被仰付候間、只今申上候儀ハ、遠慮存候。彼宮者、先年乱入、悉焼失申候へ共、拙者如前々、建立申儀候。委細局可申候。恐惶謹言。

七月十一日

家康

(尊朝法親王)  
青蓮院尊報

この書状案は川田氏によると天正18年のものとして、家康が青蓮院宮尊朝法親王に宛て認めたもので、遠江国一宮の愁訴については、只今は処理しかねると述べたものとしておられる。その理由は、「我々関東へ被仰付候間」と言っているのが、7月11日以前に秀吉から関東転封を命ぜられたことは明瞭である、と述べられている。

しかし、その後、宇高哲雄氏は遠江の寺社領安堵の実態を検討して、秀吉は天正18年12月から遠江の寺社に対して旧領主家康の判形があるものには、先例どおり朱印状を発給したとしている。そして一宮の場合は寄進状を紛失してしまったので、秀吉の朱印状が出されなかった。そこで青蓮院尊朝からも天正19年6月17・18日、家康へ旧証文の再給付が願い出された。それに対して家康は、この書状案にあるとおり、かつて証文を出したことは事実であるが、火事で紛失してしまい、神主が愁訴してくるが、すでに関東へ転封してしまったので、旧領のことについて干渉できない、と尊朝へ答えている。以上の事実を踏まえて宇高氏は、この書状案は天正18年のものではなく同19年のものとしておられる<sup>(15)</sup>。筆者もまた宇高説に賛同するものである。したがって、この史料は、家康の関東転封の正式通告が7月11日以前にあったとする川田氏の主張を支持するものとはなりえなくなった。

家康の関東転封に対する秀吉の内示は、『天正日記』にあるように5月27日にすでにあった。したがって、このころその風評がかなり流布されていたようである。下総生実の大巖寺住持の安誉は、すでに5月19日に徳川家臣酒井家次に書状<sup>(16)</sup>を送り、

家康様関東八州御案堵之由、無其隠風聞令申候。

と述べているので、このころ関東転封の風聞は、広範におよんでいたことは明確である。また、先述した6月8日付の小幡兵衛尉宛の岡田利世書状には、

一、(上略)上州之事、家康へまいり候事必定と申聞申候間、

とあるので、上野が徳川領となるに違いないという風評もあったようである。

小田原城は7月5日に北条氏直が降状を申し出て落城し、北条氏政・同氏照・大道寺政繁・松田憲秀らは切腹を命じられた。そして秀吉は翌6日、片桐直倫・脇坂安治・榊原康政らに命じて小田原城を接収させた。家康は7月10日に小田原城に入り、12日には家臣の大久保忠行に命じて、武蔵吉祥寺村の池水を江戸へ引かせ、飲料水を供給させるようにした<sup>(17)</sup>。こうしていよいよ13日、秀吉は家康に対し三河・遠江・駿河・甲斐・信濃の5か国を収公して、伊豆・相模・武蔵・上総・下総・上野の6国と、近江・伊勢・遠江・駿河などで11万石を新たに与えた<sup>(18)</sup>。これが秀吉の家康に対する関東転封の正式発表である。こうして家康は、新領国が正式に決定されると、江戸城を根拠地に定めてその経営に乗り出すこととなった。江戸城を居城と定めたのは、秀吉の指示によるものと思われる。先に秀吉は、家康を江戸まで召し連れて普請を命じようとしているのがその証拠である。したがって、家康は大久保忠行に命じて吉祥寺村の池水を江戸へ引かせ、城下町整備の準備をしていたのである。

さて、家康はこのようにして関東転封が7月13日に正式決定されると、この日を契機に新領国の経営に積極的となる。まず翌14日、家康は秀吉の部将である瀧川雄利と黒田孝高に次の書状<sup>(19)</sup>を送っている。

岩付太田備中守<sup>(氏房)</sup>・伊達与衛<sup>(兵衛)</sup>・野本将監妻子之事、何方ニ成共有度方々居住、不可有異議候。恐々謹言。

(天正十八年)  
七月十四日

家康判

(瀧川雄利)  
羽柴下総守殿

(兵衛)  
黒田官衛殿  
(孝高)

この書状中に見える太田氏房は武蔵岩付城主だった武将で、小田原に籠城し、落城後は兄北条氏直とともに高野山へ登った。伊達房成は、城代として野本将監らとともに岩付城に籠城した武士である。本状は、家康が太田氏房・伊達房成・野本将監らの妻子の領内居住を承認したことを瀧川雄利と黒田孝高へ申し送ったものである。家康が豊臣家の部将に対してこのような書状を出して、敵方将兵の妻子の領内居住を承認できたのも、関東転封が正式に決

福島正義

定されたからである。なお、伊達房成はその後、家康に召し出されて、旧領足立郡大和田村などで450石を与えられた。

これより先に豊臣秀吉は、岩付城の陥落にあたり、徳川家中の本多忠勝・鳥井元忠・平岩親吉宛に次の朱印状<sup>(20)</sup>を送っている。

武州岩付城二・三之丸迄追破、頸数多討捕候旨、<sup>(長吉)</sup>浅野弾正少弼・木村<sup>(重茲)</sup>常陸介かた方、昨夕注進候二付而、様躰被仰含、御上使両三人被差越候。其趣弾正・常陸可申聞候。各同前二無油断城取詰、一人も不洩可討果候。女子共ハ、悉此方へ可差越候。引散候者可為越度候。委細両三使可申候也。

五月廿二日



(朱印)

<sup>(忠勝)</sup>本多中務少輔とのへ

<sup>(元忠)</sup>鳥井彦右衛門尉とのへ

<sup>(親吉)</sup>平岩七介とのへ

本多忠勝・鳥井元忠・平岩親吉は、秀吉の命令によって岩付城の攻略にあっていた。そして敵方の女子供は、秀吉の指示によって秀吉のもとへ指しだされて、その拘束下にあったのである。

また、家康は北条氏直の家臣であった遠山直吉へ7月16日に次の書状<sup>(21)</sup>を送っている。

其方妻子中郡白根郷在之由候。聊横合之狼藉不可有之条、可心安候也。

<sup>(天正十八年)</sup>

七月十六日

<sup>(徳川家康)</sup>  
御墨判

<sup>(直吉)</sup>遠山新次郎とのへ

遠山直吉は小田原落城のあと家康に招かれたが、義を守って辞退し、氏直に従って高野山に登ろうとした。家康は直吉に対して、氏直を高野山へ送り届けたのちに帰郷して、麾下に仕えるように命じて、妻子は領内のどこに住まわせてもよいと伝えた。そこで直吉は妻子を相模国中郡白根郷に移住させて、家康の家臣本多正純に依頼してそのことを家康へ報告をした。そこで家康は直吉へ本状を与えて、妻子の安全を保証したのである。なお、本多正純

は同日付で次のような添状<sup>(22)</sup>を直吉へ送っている。

尚返々御用等向後可蒙仰候。不可有疎略候。以上。

今朝承示書処、公用付而不及御返事候。御心外此事候。<sup>(マ、)</sup>将又御紙面之旨、則令披露候処、被聞召届、即御判被進之候。向後之儀、氏直様御用之事者不及申、御自分之御用等被仰付、不可存疎意候。別而此節之間御馳走可申候。恐々謹言。

本弥八郎

<sup>(正)</sup>  
政純（花押）

<sup>(七月十六日)</sup>  
即日

<sup>(直吉)</sup>  
遠山新次郎殿

ところで秀吉は、後北条氏を討伐したあと、7月17日に陸奥・出羽を平定するために小田原を出発した。途中、江戸城へ立ち寄り、20日に陸奥へ向けて出陣している。家康は当然、江戸城において秀吉を出迎えたと思われる。家康の家臣松平家忠は、

明日三州へ帰候へ之由、御意候。御国かハリ女子引越の事也。関白様ハ  
おくへ御通被成候。

と『家忠日記』7月20日条に記しているので、家康は家忠に三河へいったん帰郷して、国替の引越準備をするように命じていたことが分かる。家康は江戸城の検分や普請を指揮するとともに、国替の準備などに忙殺されていたものと思う。

家康は関東転封が正式決定されると、上野の豪族新田守純へ7月23日に次の書状<sup>(23)</sup>を送っている。

被寄思召、書状祝着候。仍関八笏之儀、從殿下被仰付候条、令在国候間、  
重而可申承候間、<sup>(省)</sup>令少略候。恐々謹言。

<sup>(天正十八年)</sup>

七月廿三日

家康御判

<sup>(守純)</sup>  
新田治部太輔殿

ここで家康は、はじめて「関八笏之儀、從殿下被仰付候条、令在国候」と国替のあったことを認めている。新田守純は新田岩松氏の嫡流であり、家康が新田一族を称していることから、使者を派遣して関東転封の祝儀を述べた。

福島正義

本状はそれに対する答礼である。これが縁となり守純は、そののち上野世良田において徳川家から120石を与えられ、子孫は交替寄合衆をつとめた。

家康は関東転封が決定された直後に、はやくも7月28日には下総の大蔵寺へ次の安堵状<sup>(24)</sup>を与え、禁制も下している。

下総国生実大蔵寺領并屋敷等事

右如先規之領掌、不可有相違者也。仍如件。

天正十八年七月廿八日

<sup>(家康)</sup>  
御書判

そして家康は、川田氏の研究<sup>(25)</sup>によると7月28日から晦日までの間に秀吉を追って宇都宮にきていた。家康が秀吉に面会した目的は、織田信雄の執成しにあった。次の家康の書状<sup>(26)</sup>は、織田信雄の家臣曾我尚祐へ宛たものである。

急度申候。仍内府御身上之儀、於宇都宮種々御取成申上候。上様御気色<sup>(マ)</sup>於可然候間、可御心安之旨、相心得可被申候。其地ニ可被相待候間、罷越、様子可申候へ共、此地より直に示候<sup>(マ、カ)</sup>て帰宅候間、先早々如此候。恐々謹言。

天正十八

八月四日

家康（花押）

曾我又六殿<sup>(尚祐)</sup>

猶々眼氣散々ニ哉候間、用他筆候。<sup>(マ)</sup>

織田信雄は信長の次男で、秀吉から尾張・伊勢の代りに家康の旧領駿河・三河・遠江・甲斐・信濃を与えられることになったが、旧領にとどまりたいと申し出たために秀吉の怒りに触れたのである。家康は信雄とともに小牧・長久手の戦で秀吉と戦ったこともあり、両者は親睦であった。そこで信雄の危機を聞いた家康は、国替の多忙中であつたのにもかかわらず、わざわざ宇都宮まで行って秀吉に逢い、信雄の執成しをしたのであつた。

秀吉は関東を家康へ与えたとはいうものの、その支配について種々の指示を出していた。次の秀吉の奉行片桐直倫・早川長政連署書状案<sup>(27)</sup>は、家康の奉行高力清長・成瀬国次宛のものである。

猶以四ヶ所当知之外ハ、能々相改、兩人判仕進之候。

先度鎌倉二而被仰出候。八幡領・建長寺・円覚寺・松岡四ヶ所之儀、如前々、当知之分、惣国御検地被仰付候間、本之田地無相違可被下旨、御錠候。此等趣、自兩人可申上旨候。尤參可得御意儀候へ共、俄奥へ御使二罷越候条、如此候。可然様御取成頼存候。恐々謹言。

(天正十八年)

七月廿三日

(直倫)

片桐市正

(長政)

早川主馬正

(清長)  
高力河内守殿

(國次)  
成瀬伊賀守殿御中

この書状案によると、秀吉は鎌倉で八幡領・建長寺・円覚寺・松岡の4か所については、惣国の検地があっても、もとの田地を保証したのである。これに基づいて秀吉の奉行がこの書状を差し出したものである。これに対して高力清長は、片桐直倫・早川長政宛に次の返書(28)を送っている。

鎌倉八幡宮并建長寺・円覚寺・松岡之儀二付而、御状同指出給候。則拙者江戸へ罷越、具家康へ令申候処に、御錠之旨、相違不可有之由、伊奈熊三二則被申付候。彼御房我々懇比二引合申候間、可御心安候。恐々謹言。

(家次)

(天正十八年)

七月廿六日

高力河内守

清 長判

片桐 市正殿

早川主馬正殿御報

高力清長は秀吉の奉行の申し出をうけて江戸城へ行って家康へ報告すると、家康は諒承して家臣の伊奈家次にこのことを指示している。このように秀吉は、寺社領の安堵などについても家康に指示していることが分かる。

天正18年の7月中は、小田原の陣のために秀吉の部将が各地で禁制を下しているのが認められる。秀吉の家臣岡本良勝が武蔵国秩父郡阿熊郷へ下した条目(29)は、次のような内容のものであった。

掟条々 <sup>(阿熊)</sup> あくま郷

- 一、押買狼藉不可在之事。
  - 一、非分之儀一切令停止事。
  - 一、有来役儀外、新儀諸役有間敷事。
  - 一、不寄誰々、対地下人百姓、無道之儀於在之者、即搦捕、奉行方へ可相渡候。但、からめられざるにおゐてハ、取籠注進可申事。
  - 一、奉行之者於構依怙者、直可申事。
  - 一、対諸国往還之者、不届族在之者、其者儀不及申、一類并在所共可成敗事。
  - 一、地下人、ことをたくミ、対奉公人不届儀在之者、遂糺明、忽可処敵科事。
- 右条々、於違犯輩在之者、速可加成敗者也。仍如件。

天正拾八年

岡本下野守

七月 日

良勝（花押）

宇都宮へ出向いて秀吉に逢った家康は、8月1日に江戸城へ帰ってきた。『天正日記』では、この日、あらためて江戸へ入部したとされており、これが家康の正式な江戸入城で、「関東御入国」とか、「江戸御打入」と呼ばれてきた。江戸時代はこの「八朔」の日が祝日とされ、家康の創業を記念する日となったのである。そして家康は、8月5日に江戸町民へ米を与えたと『天正日記』は記している。これは「江戸御打入」を記念してのことであつたと思う。

注

- (1) 「徳川家康の関東転封に関する諸問題」（戦国大名論集12『徳川氏の研究』）
- (2) 星谷文書（『静岡県史料』第1輯）
- (3) 杉山文書（『静岡県史料』第1輯）
- (4) 川田貞夫前掲論文
- (5) 小宮山纓介校註本

- (6) 田中義成『豊臣時代史』
- (7) 小幡文書
- (8) 古文書集<sup>六</sup>
- (9) 『大日本古文書』家わけ第二 浅野家文書
- (10) 『大日本古文書』家わけ第十二 上杉家文書之二
- (11) 北野天神社文書
- (12) 内野文書
- (13) 長慶寺文書
- (14) 遠江天宮神社文書（川田貞夫前掲論文による）
- (15) 宇高良哲『徳川家康と関東仏教教団』
- (16) 法林寺文書（宇高良哲前掲書による）
- (17) 『天正日記』・「朝野旧聞哀藁所載大久保主水由緒書」
- (18) 『家忠日記』・『天正日記』など
- (19) 「古文書集」所収
- (20) 埼玉県立博物館所蔵文書
- (21) 「譜牒余録後編」三十・「書上古文書」一遠山四兵衛直言拝領  
遠山八兵衛景求書上
- (22) 「譜牒余録後編」三十 小普請之五  
遠山八兵衛
- (23) 「古文書集」十 寄合上州新田  
岩松弥次郎家蔵
- (24) 大巖寺文書（『千葉県史料』）
- (25) 川田貞夫前掲論文
- (26) 「古簡雜纂」十二
- (27) 帰源院文書（『鎌倉市史』史料編2の475）
- (28) 帰源院文書（『鎌倉市史』史料編2の476）
- (29) 秩父市立図書館保管文書

### 3. 徳川家臣団の関東配置

家康の「関東御入国」にとって最大の課題は、三河以来の家臣団をいかにして関東へ移住させるかであった。まず、家康がいつごろから家臣らに新領国へ知行割を行ったか、が問題となろう。この点については、中村孝也博士が、「家康は八月朔日江戸入城より二週間の後、八月十五日に至り、始めて部下の諸将を関東諸国に分封して、本格的な経営の布石をなした」(1)と述べられている。しかし、家臣団に対する関東新領国での分封は、実際には8月15日以前からすでに行われていた。

徳川家臣団中で、新領国への分封が最も早かったのは榊原康政である。

猶々以、祭別面目かけ申入候間、御六借候共、たのみ存候。以上。大宮春長、年来御訴訟被申候。社人免・富士田所方之儀、干今無落着二付而、御朱印申請度之由被申候。我等急上野へ罷越候間、御六借候共、御披露候て可給候。頼入候。御国替も候へハ、彼以御朱印、已来申立度候由、被申事候。委細春長、可為口上候。恐々謹言。

(天正十八年)

七月廿日

(榊原式部大輔)

榊 式

康政(花押)

(本多佐衛守正信)

本 佐

この榊原康政書状(2)は、康政が、駿河の富士浅間神社の春長坊の訴訟を本多正信に委託したもので、その理由として、康政が急ぎ上野へ向かわなければならなくなったことを挙げている。康政は国替で上野の館林城主となり、10万石を領したので、そのための上野行きであったと推測される。本状は7月20日付であるので、康政への知行割はそれ以前になされていたことになる。

次に鳥居元忠の場合、家康は7月23日に常陸の下妻城へ移るよう元忠に命じている。次の鳥居元忠宛の家康書状(3)は、元忠が下妻城へ移動し下総で就封することを命じたものである。

急度申越候。仍下妻ノ城へ早々可被相移候。不可有油断候者也。

(天正十八年)

七月廿三日

(家康)

御黒印

(元忠)  
鳥居彦右衛門尉殿

本状について中村孝也博士は、「家康より常陸下妻城の攻略を命ぜられたのである」と述べられている(4)。しかし、川田氏は、「常陸下妻城主多賀谷重経は、すでに五月二十三日小田原に参向して秀吉に恭順の意を示し、早速石田三成に従軍して忍城の攻略に参加している。こうした段階において、下妻城の攻略のために元忠を移動させたと解釈するのは適当ではないと思う」と主張しておられ(5)、筆者もこの意見に賛成で、本状は家康が元忠に下妻城への移動と下総での就封を命じたものと思う。事実、元忠はその後、下総矢作城で4万石の大名に取り立てられている。

次に掲げる徳川家康判物写(6)は、家康が天正18年7月26日に諏訪頼水へ武州奈良梨・羽生・蛭川の地2万7000石余を与えたものである。

武劬奈良梨・羽生・蛭川貳万七千石余充行之畢。不可有相違、弥可抽忠信。領知之状、仍如件。

天正十八<sup>庚</sup>寅年

七月廿六日

(徳川)  
家康御判

(頼水)  
諏方小太郎殿

諏訪氏は信濃の豪族で、惣領頼重が武田晴信のために切腹させられたが、従兄弟の頼忠が再興して諏訪社と信濃諏訪郡を獲得した。最初は北条氏直に従っていたが、後に家康に仕えるようになり金子城主となった。頼水は父頼忠から諏訪郡を譲られて、天正18年6月10日に家康から安堵状(7)を与えられていた。諏訪頼水はこの国替により、故郷を離れて武蔵の奈良梨へ移住したのであった。

次に徳川家臣団中で筆頭の地位にあり、上野の箕輪城主となり12万石を領した井伊直政について考察してみよう。次の8月4日付の井伊直政書状(8)は、秀吉の奥州出陣に従軍中の小幡右兵衛に差し出されたものである。

猶々炎天之時分、御辛勞無申計候。次黒田官兵様へ御心得<sup>(孝高)</sup>二而可有、<sup>(マ)</sup>於小田原二、万々御取籠付候て、委細不申達候。此通御心得所仰候。

内々御床敷存幸便之間、一筆令申候。其已来之遠路故、給音問、所存外

候。小田原御立候時分者、御暇乞不申候。奥へ御供之由、扱々御苦勞察入申候。拙者者箕輪へ可罷移由、御上意候間、先々当地ニ移申事候。爰元御用等候者、可被仰越候。少も疎略在間敷候。何様御帰之時分、以面申入候者、可承候。如在存間敷候。猶重而可申達候。恐々謹言。

(天正十八年)

八月四日

井伊兵部少輔

直政(花押)

小幡右兵衛

この書状によると、「拙者者箕輪へ可罷移由、御上意候間、先々当地ニ移申事候」と述べられている。すると直政に対して箕輪城就封を命じた人物は誰か、ということが問題となる。この点に関しては、次の秀吉の朱印状(9)が役立つと思う。

對木下<sup>(音權)</sup>半介書状、今日七日、於奥州長沼到来、加披見候。箕輪へ罷移候由、尤候。知行方相改、普請等可申付候。此方へ可見廻之由、無用候。御納馬之時、岩付へ成共、其近辺御泊所へ可罷出候。先度忍ニて兵糧被下候。定而書立可相届候。当分其城ニ有付候様にと、思召候ての事候。下々まで有付可申候。於宇都宮、其方事、内儀家康へ懇々被仰聞候間、可申聞候。一兩日中ニ会津へ相移候。並用等被仰付、四五日中ニ可被成御帰陣候間、可成其意候。尚木下半介可申候也。

(天正十八年)

八月七日 (秀吉朱印)

本状には宛名がないが、井伊家所蔵文書であり、内容から見ても井伊直政宛のものであることは間違いない。秀吉は直政が箕輪城へ移動したことに満足をしており、先日秀吉が忍城で直政に兵糧を与えたのは、直政が箕輪城に居着くためのものであったと述べている。このことから川田貞夫氏は、「秀吉の意志による箕輪入封であったと解釈すべきであろう」と述べられているが(10)、筆者もその意見に賛成である。なお、秀吉が直政に対して、「於宇都宮、其方事、内儀家康へ懇々被仰聞候間、可申聞候」と述べていることは注目し得る。すなわち、秀吉は宇都宮で直政のために懇々と家康を説得したというわけであるが、おそらくそれは直政の箕輪入封に関してのことで

あったと推測される。以上のように秀吉は、徳川家の重臣について、関東転封の知行割にまで干渉していたことが確認できる。

次に本多忠勝が上総の大多喜城で、10万石の大名になったことについて考察してみよう。次の8月7日付の滝川忠征宛の本多忠勝書状<sup>(11)</sup>は、やはり前の井伊直政と同様な事実があったことを物語っている。

急度申入候。仍先日者能折節、貴所其地ニ御座被成、色々御肝煎忝候。御肝煎故、拙者存分ニ相澄、上総之国万喜之城被仰付、殊御知行過分ニ被下、其上、最前小田原二而、御兵糧三千拝領致候。又、今度之万喜之城ニて、兵糧千俵拝領仕候。外聞実儀、施面目候。可御心安候。加様之儀も、偏御肝煎故<sup>5</sup>存候。具可申入候へ共、先以飛脚申上候。何事も追而可申候間、令省略候。恐々謹言。

(天正十八年)

八月七日

本多中務大輔

忠 勝 (花押)

(忠征)  
滝川彦次郎殿<sup>御陣所</sup>

この書状の宛先になっている滝川忠征は、秀吉の近臣である。徳川家臣の本多忠勝は房総方面の戦場で功績があったので、7月26日、秀吉から佐藤忠信の冑を与えられたほどである<sup>(12)</sup>。この書状によると、忠勝は滝川忠征の肝煎で、秀吉から上総の万喜城を与えられ、しかも過分の知行まで拝領し、兵糧米を4000俵頂戴したので、感謝の意を表しているのである。

以上のように家康は、家臣団への知行割を、関東転封の正式決定直後の7月からすでに開始していたことが確認できた。これにより徳川家臣団は、しだいに旧領を離れて関東の新領国へ移転したのであった。

徳川家臣団のうちでとくに重臣らは、あるいは秀吉、あるいはその近臣などと結んで、有利な知行割を受けていたことが分かった。すなわち秀吉は、徳川家臣団の知行割に関して相当干渉していたのである。しかし、このことは、徳川氏に対してだけでなく、同じ関東大名の佐竹氏についても同様なことがいえるのである。秀吉は文禄4(1595)年6月19日、佐竹家へ次の朱印状写<sup>(13)</sup>を与えている。

佐竹知行割之事

- 一、拾五万石 此内五万石御加増 義宣  
一、拾万石 無役  
此内九万石御加増 内義宣蔵入  
一、五万石 無役  
此内四万石御加増 義重  
一、六万石 此内壹万石無役 佐竹中務大輔<sup>(東義久)</sup>  
此内五万石御加増  
一、拾六万八千八百石 此内四万石御加増 与力家来  
一、壹万石 太閤様御蔵入  
一、千石 佐竹中務  
御代官徳分ニ被下  
一、参千石 石田治部少輔  
一、三千石 増田右衛門尉

都合五十四万五千八百石

右、今度以檢地之上、可被成御支配候也。

文禄四年六月十九日 御朱印<sup>(豊臣秀吉)</sup>

これによると佐竹領54万5800石のうち、16万8800石は与力家来分であり、6万石は佐竹一族で重臣の東義久分、1000石は同義久の御代官徳分となっている。東義久ははやくから石田三成を通じて秀吉と親近な関係にあったので、一躍大名格に取り立てられたのである。このように豊臣政権は全国の大名領について、その重臣の知行割については干渉を行っていたのである。したがって、家康の重臣についても例外ではなかったといえよう。

注

- (1) 『新訂徳川家康文書の研究』中巻
- (2) 旧四和尚宮崎氏文書（『静岡県史料』第2輯）
- (3) 鳥居氏所蔵文書
- (4) 『新訂徳川家康文書の研究』中巻

- (5) 川田貞夫前掲論文
- (6)(7) 諏訪文書（『信濃史料』第17巻）
- (8) 小幡文書（川田貞夫前掲論文による）
- (9) 中村不能斎採集文書（川田貞夫前掲論文による）
- (10) 川田貞夫前掲論文
- (11) 堀江滝三郎氏所蔵文書（川田貞夫前掲論文による）
- (12) 『寛永諸家系図伝』・『譜牒余録』
- (13) 佐竹文書

#### 4. 関東転封と豊臣秀吉の意図

秀吉が家康を関東へ移封させたのは、どのような政治的意図から行われたものか、古来多くの議論が交されてきたところである。この問題に入る前に、秀吉と家康という両雄が激突した天正12（1584）年の小牧・長久手の戦いで以降の情勢を見ておこう。両者の和睦によって家康の次男義伊が秀吉の養子となり、12月12日に遠江の浜松城を出発して大坂城へ向かった。秀吉は義伊に羽柴の姓を授け、秀康と名乗らせ、河内で1万石を与えた。また、秀吉は同14年5月14日、妹の旭姫を家康の正室として嫁した。秀吉はさらに生母の大政所を人質として家康に送り、同年10月18日に大政所は三河の岡崎城へ到着した。このように秀吉は家康に対して、かなり配慮をしながら従属させようとしてきた。しかし、秀吉は関白・太政大臣となり、豊臣姓を与えられ、ここに天下統一事業を完成させたので、家康に対しても優位を保てるようになった。そのような状況下で家康の関東転封を実現させたのであり、また秀康の結城氏襲封も同時に行われたのである。家康が天正18年7月29日、秀吉の家臣黒田孝高・水野忠重へ送った覚書<sup>(1)</sup>には、次のように述べられている。

一、御自筆被仰出趣、忝次第、何共難述言上奉存事。

一、結城跡目之儀、<sup>(秀康)</sup>三河守ニ被仰付段、忝奉存、即相添兩人ニ致進上候事。

一、三河守五万石之儀、奉得其意候事。

付、結城隠居領事。

一、真田儀、重(昌幸)而以成瀬伊賀守被仰下御誼、忝奉存候事。

一、兩三人之者共儀、相意得奉存事。

以上。

(天正十八年)

七月廿九日

家 康 (花押)

(孝高)  
黒田勘解由殿

(忠重)  
水野和泉守殿

この覚書によると秀吉は、下総結城城主の結城晴朝に嗣子がなく、後継者を求められていたので、養子の羽柴秀康を結城家の跡目にして五万石を与えて、晴朝には別に隠居料を給することを秀康の実父家康に伝えたことが分かる。これに対して家康は、「忝奉存」と秀吉の好意に感謝して諒承したのであった。なお、第4項は、秀吉が真田昌幸からかつて取り上げて北条氏直へ引き渡した上野の沼田城を、再度昌幸へ還付してその子信之に居城させ、家康の付庸大名とすることを、家康が諒承したものである。以上のように秀吉は、かなり家康に対しては気遣いをしながら、豊臣政権の一大名として組み込もうとしてきた。

秀吉は天正11（1583）年、賤ヶ岳の戦いで柴田勝家を破って織田信長の後継者としての地位を固め、さらに天下統一事業を推進して行く過程で、豊臣大名を配置転換したり、旧族大名の国替を実施してきた。徳川家康に東海から関東への転封を命じたのは、そうした豊臣政権の基本政策に基づくものであった。

秀吉は家康から先祖相伝の地三河を初めとして、遠江・駿河・甲斐・信濃など、多年にわたって経営してきた旧領を収公した。そして三河岡崎城には田中吉政、同吉田城には池田輝政、遠江浜松城には堀尾吉晴、同懸川城には山内一豊、駿河駿府城には中村一氏、甲斐甲府城には豊臣秀勝、信濃深志城には石川数正と腹心の大名を家康の旧領に配置した。

『徳川実紀』(2)には、この関東転封について次のように記されている。

秀吉今度北条を攻亡し、その所領ことごとく 君に進らせられし事は、

快活大度の挙動に似たりといへども、其実は 当家年頃の御徳に心腹せし駿遠三甲信の五国を奪ふ詐謀なる事疑なし。(中略) 又関東は年久しく北条に帰服せし地なれば、新に主をかへば必一揆蜂起すべし。土地不案内にて一揆を征せんには必敗べきなり。其敗に乗じてはからひざまあるべしとの秀吉が胸中、明らかにしるべきなり。されば御家人等は御国換ありとの風説を聞て大に驚き騒しを、君聞召、汝等さのみ心を勞する事なかれ。我たとひ旧領をはなれ、奥の国にもせよ百万石の領地さへあらば、上方に切てのぼらん事容易なりと仰ありて、自若としてましましけるとぞ。

『徳川実紀』は江戸幕府が編纂した史書なので、徳川氏の立場から叙述されている点を考慮しなければならない。秀吉ははたして本書にあるとおり、家康から旧領5か国を奪取して土地不案内の関東へ転封させ、一揆の発生で失脚させるようなシナリオを描いていたのであろうか。この点については、歴史学者中でもどちらかといえば否定的な見解をとる方が多いと思う。なぜならば秀吉としては、せっかく天下統一事業が実質的に完了したというのに、このうえ一揆の発生で悩まされたくないというのが本音であったろう。

しかし、このことについては『利家夜話』(巻之下)<sup>(3)</sup>にも同様な記事があり、興味をひかれるところである。

一、大閤様関東御陣之刻、北条伯父安房守命を御免被成、大納言利家に御預候時、無故にて千石被下候。其後安房守死去被申候時、紫野喝食にて被居候子息を、徳山五兵衛御使にて、北条庄三郎と名を附被召出、彼へ千石被下候。其時内府、肥前守殿御頼之由にて、北条父子を上意に預成敗被成候間、如元出家にて御置可然よし御申候。其通を大納言様御聞、いやいや安房を先年御預被成候間、跡目も無之故呼出し申候。私ならぬ事御返事被成候。其後御居間にて利長を御呼被成被仰候は、扱も扱も其方ハ大心無之人也。其故ハ家康左様に被申候共、此方へ不及申、右の返事可被仕事也。自然之儀有之ハ、家康とハ敵々に必可成候。其時家来ハ先主を不忘候。国の儀理深き国に候間、後々北条を押

ハ、その方に有之松田四郎左衛門、我等方に抱置候大道寺新四郎、両老にして左右の旗を挙させられハ、即時に關八州は一味可仕候。内府か云様も心得たりと被仰候。利長兎角の事も不被仰候。其時御次の間に村井豊後・岡田長右衛門・神谷信濃・種善坊計有之候故耳をひそめて承候よし。

北条安房守氏邦は北条氏康の3男で、武蔵の鉢形城主であったが、小田原の陣のとき前田利家らに鉢形城を攻撃され、落城後は助命されて前田家にお預けとなった。利家は氏邦を厚遇して1000石の扶持を与え、氏邦は能登の七尾で慶長2（1597）年に死去した。氏邦は兄北条氏政の子氏定を養子としていたので、利家は出家していた氏定を金沢へ呼び寄せて、1000石を与えて家臣にし、北条庄三郎と名乗らせた（4）。ところが、この『利家夜話』によると、徳川家康は、前田家で氏定を取り立てたことが不満で、利家の嫡子利長に僧侶のままで置けばよかった、と干渉したのであった。これに対して利家は、変事が起こった際に家康とは必ず敵対関係になるので、この際、北条一族に恩義を与えておけば、前田家で預かっている後北条家の遺臣である松田四郎左衛門や大道寺新四郎が旗を挙げると、関東にいる後北条家の遺臣らが前田家に味方して立ち上がるだろう、と利長に語っている。たしかに、利家が言っているように関東には、後北条家の遺臣が多数存在していたので、利家としてもこのようなことを考慮していたであろうし、家康としても北条一族の処遇に細心の注意を払っていたのであろう。

前田利家は秀吉と尾張時代からの親友であり、また晩年は秀吉の筆頭格の宿老であったので、豊臣政権の徳川対策について、両者はたがいに気脈を通じ合っていたものといえよう。それはもし家康が豊臣政権に謀叛を起こすようなことがあったら——という想定のもとに、当然その対策が講じられていたものと思う。関東には後北条家の遺臣らが多数存在したわけで、彼らのうちには徳川家へ仕官したものが一部にあるが、大多数は帰農して武士としての特権を剝奪されていた。そこに『徳川実紀』のいう後北条家遺臣らの一揆発生の可能性もあったわけで、事実、東北地方では大崎・葛西一揆が天正18・

19年に勃発している。ただ、秀吉としては、『徳川実紀』のいうように、関東でそのような一揆が発生することを、もちろん期待していたわけではなからう。豊臣政権としては、『利家夜話』にあるように、あくまでも家康の離反に備えてその対策を考え、利家のように北条一族やその重臣らを預かり、これを家臣化するものもいたことは事実である。

注

- (1) 小野文書
- (2) 『改訂増補国史大系 徳川実紀 第一編』東照宮御実紀巻四
- (3) 『改訂史籍集覧』（第十三冊 別記類）
- (4) 『寄居町史』通史編

## 5. おわりに

以上、徳川家康の関東転封について若干の考察を試みてきた。まず豊臣秀吉はいつ徳川家康に関東転封を命じたか、であるが、この問題については、秀吉は小田原出陣以前にすでに家康と約束を行っていた、とする記録もある。しかし、小田原出陣以前から戦後の処理方針など決定されていたようはではない。この問題が史料的に見てやや具体化するのには、『天正日記』の5月27日条の記事で、江戸と駿河の交換、すなわち国替が秀吉から家康へ内示された。そして同日記の6月28日条の「江戸の事、今日きまるなり」でより具体化された。さらにそれが7月13日に至り、秀吉は正式に家康へ三河・遠江・駿河・甲斐・信濃の5か国を収公して、伊豆・相模・武蔵・上総・下総・上野の6国と、近江・伊勢・駿河などで11万石を新たに与えた。このようにして家康は、8月1日に江戸入府となったのである。

次に徳川家臣団は、関東転封をうけて新たに知行割が行われたのであるが、従来から8月15日に分封が開始されたと定説化されてきた。しかし、個別的に検討してみると、実際は8月15日より以前から知行割が行われており、それは7月13日の徳川新領国正式決定の直後から開始されていたことが確認された。

福島正義

最後に、秀吉が家康を関東へ転封させたのは、豊臣政権の諸大名に対する転封・国替という基本的な政策から出たものである。したがって、関東で一揆などが起こり、家康を失脚させる意図はなかったと思う。ただしかし、家康が豊臣政権へ謀叛を起こさないように、北条一族や遺臣の利用などの対策を考えていたのである。

## 福島正義 略歴

大正14年 1月10日	埼玉県寄居町に生まれる
昭和17年 3月	埼玉県立熊谷中学校卒業
昭和20年 3月	東京高等師範学校文科第4部3年終了
昭和23年 3月	東京文理科大学卒業史学科国史学専攻
昭和25年 3月	東京文理科大学研究科2年退学
昭和25年 4月	埼玉県大宮第一高等学校教諭
昭和26年 5月	埼玉大学教育学部助手
昭和41年 4月	埼玉大学教育学部助教授
昭和46年10月	埼玉大学教育学部教授
昭和53年 4月	埼玉大学教育学部付属養護学校長併任（昭和56年3月まで）
平成2年 3月	埼玉大学定年退職
平成2年 4月	白鷗大学経営学部兼任講師（平成3年3月まで）
平成2年 6月	埼玉大学名誉教授
平成2年11月	文部大臣表彰（地域文化功労者）
平成3年 4月	白鷗大学経営学部教授
平成7年 3月	白鷗大学定年退職
平成7年 4月	白鷗大学特任教授（平成8年3月まで）

## 福島正義 主要研究業績一覧

〔著者〕（共著を含む）

社会科歴史教育	東洋館	昭32年
群書解題	続群書類従刊行会	昭37年
中等社会科教育	葵書房	昭38年
日本人物風土誌	東京新聞社	昭40年
初等社会科の基礎研究	葵書房	昭41年
日本の名将 佐竹義重	人物往来社	昭41年
初等社会科教育概論	葵書房	昭45年
社会科教育学の構想	明治図書	昭45年
大宮市史（第2巻古代中世編）	大宮市役所	昭46年
都市交通講座4 市民生活と交通	鹿島出版会	昭48年
百年史 埼玉大学教育学部	埼玉大学教育学部百年史刊行会	昭51年
大宮市史（第3巻上近世通史編）	大宮市役所	昭52年
光福寺宝篋印塔	東松山市教育委員会	昭55年
東松山市の歴史（上巻）	東松山市役所	昭60年
武蔵武士の研究	武州印刷	昭60年
寄居町史	寄居町教育委員会	昭61年
美里町史	美里町	昭61年
荒川人文I	埼玉県	昭62年
新編埼玉県史（通史編1）	埼玉県	昭62年
新編埼玉県史（通史編2）	埼玉県	昭63年
寄居町の歴史	寄居町教育委員会	平元年
武蔵武士	さきたま出版会	平2年
大里村史	大里村	平2年
所沢市史上	所沢市	平3年
日本交通史	吉川弘文館	平4年
入間市史通史編	入間市役所	平6年

〔論文〕

小田原北条氏の民政について	「武蔵野史談」1巻4・5号	昭27年
北条氏の農民統制について	「日本歴史」57号	昭28年
中世下人に関する一考察	「埼玉大学紀要」2巻教育科学編	昭28年
社会科教育に関する基礎調査(第1報)	「埼玉大学紀要」4巻教育科学編	昭30年
社会科教育に関する基礎調査(第2報)	「社会科教育研究」9号	昭32年
東国における戦国大名領の成立過程	「史潮」71号	昭35年
郷土学習の時期と方法	「昭和35年度教員養成学部 教官研究集録」	昭35年
小学校社会科における歴史上の 人物について	「社会科教育研究」16号	昭37年
北武蔵の豪族安保氏について	「歴史教育」10巻8号	昭37年
戦国大名領の形成と村落	『日本歴史論究』	昭38年
教育科学研究会の立場	「社会科教育研究」18号	昭38年
社会科教育学への構想	「埼玉大学紀要」12巻教育学部編	昭39年
小・中学生の社会意識の調査・研究	「埼玉大学紀要」13巻教育学部編	昭40年
中世の埼玉	「埼玉の文化財」8号	昭42年
埼玉の鎌倉街道	「埼玉研究」15号	昭43年
社会科教育学樹立の問題点	「社会科教育研究」27号	昭43年
神話と歴史教科書その移り変わり	「日本教育新聞」	昭43年
小学校歴史学習の比重を検討する	「社会科教育」No.52	昭43年
歴史的分野新教科書の内容検討と 研究課題	「社会科教育」No.74	昭45年
幕藩制の崩壊と川越藩の農兵反対一揆	「地方史研究」21巻1号	昭46年
太田三楽斎資正	「歴史研究」124号	昭46年
畠山重忠	『畠山重忠と菅谷城跡』	昭47年
埼玉の館と城郭	「埼玉の文化財」12号	昭47年
武蔵七党の姓氏と地名	「歴史読本」19巻11号	昭49年
武蔵もののふの盛衰	「歴史読本」20巻1号	昭49年
歴史教育と民衆史	「日本社会科教育学会第25回 全国大会社会科研究集録1975」	昭50年
甕将門の子孫	「歴史読本」21巻2号	昭51年

歴史教育の諸問題	「日本社会科教育学会第27回 全国大会社会科研究集録1977」	昭52年
鉢形城主北条安房守氏邦について	「埼玉県史研究」1号	昭53年
歴史教育における認識について	「日本社会科教育学会第28回 全国大会社会科研究集録1978」	昭53年
佐竹氏と織豊政権	「歴史手帖」7巻2号	昭54年
越畑城をめぐる歴史的背景	『越畑城跡』	昭54年
村山党と所沢(一)	「所沢市史研究」3号	昭54年
武蔵武士の発展と本領	「埼玉大学紀要」28巻人文・ 社会科学編	昭55年
城郭跡	『所沢市史中世史料』	昭56年
豊臣政権と大名領国の形成	「埼玉大学紀要」29巻	昭56年
円照寺の板碑	『入間市史民俗文化財編』	昭56年
鉢形城の歴史と沿革	『史跡鉢形城跡保存管理計画書』	昭57年
鎌倉街道の性格と機能	『鎌倉街道上道』	昭58年
歴史教育を考える	「社会科教育コラム」1983年3号	昭58年
入間市の城館跡	『入間市史中世史料金石文編』	昭58年
足利義教	「歴史と旅」10巻13号	昭58年
鎌倉街道と日光御成道	『日光御成道』	昭59年
武蔵武士と館跡	「歴史地理教育」1984年4月号	昭59年
青鳥城跡について	『武蔵野の城館址』	昭59年
戦後における歴史教育の再発足と 『くにのあゆみ』	「埼玉大学紀要」33巻増刊	昭60年
戦国大名から近世大名へ -佐竹氏について-	「日本歴史」454号	昭61年
社会科の発足と歴史教育	「埼玉大学紀要」34巻	昭61年
社会科の歴史的資料について	「埼玉大学紀要」34巻増刊	昭61年
社会科改訂と歴史学習	「埼玉大学紀要」35巻増刊	昭62年
戦国の政略結婚	「歴史と旅」20巻6号	平5年
日本の歴史書120選『難太平記』 『関八州古戦録』	「歴史と旅」臨時増刊	平5年
徳川家康の関東転封をめぐる諸問題	「白鷗大学論集」10巻2号	平8年